

令和5年度第1回岩手県社会福祉審議会議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月) 10:00~11:30

2 開催場所 岩手県水産会館 5階 大会議室

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 会議の内容

審議事項

岩手県社会福祉審議会運営規定の改正について

報告事項

- (1) 第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について
- (2) いわていきいきプラン(2024~2026)の策定について
- (3) 岩手県障がい者プランの策定について
- (4) 岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について
- (5) 岩手県自殺対策アクションプラン(令和6年度~令和10年度)の策定について
- (6) 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例(仮称)について

1 開 会

○田内企画課長

ただいまから、岩手県社会福祉審議会を開会いたします。

本日の御出席は、委員総数20人中17人であり、過半数に達しておりますので、岩手県社会福祉審議会条例第4条第3項の規定により、会議は成立していることを御報告いたします。なお、本日の会議は公開とされております。

それでは、お手元に配布しております次第に従いまして進行させていただきます。

2 委員の紹介

○田内企画課長

はじめに、今回開催の審議会は改選後初の参集開催となりますので、委員全員を御紹介いたします。

※ 田内企画課長から名簿に従って紹介

3 保健福祉部長あいさつ

○田内企画課長

続いて次第の3、野原保健福祉部長から御挨拶を申し上げます。

○野原保健福祉部長

本日は、お忙しい中御出席いただき、感謝申し上げます。令和5年度岩手県社会福祉審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の社会福祉の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新任委員の方々におかれましては、本審議会の委員への就任をお願いしましたところ、快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。

本日は当審議会の運営規定の改正について御審議いただくとともに、現在、県が策定を進めている計画や条例案について、報告する予定としております。

これらの策定にあたりましては、委員の皆様方それぞれのお立場から、御意見を伺いたいと存じますので、限られた時間ではありますが忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

4 委員長挨拶

○田内企画課長

続いて次第の4、長山委員長からご挨拶をお願いいたします。

○長山委員長

ただいま御紹介をいただきました長山でございます。よろしく申し上げます。

本日の会議は、今年2月に一斉改選が行われてから初の参集開催となります。

また、本日は、当審議会の運営規程の改定について審議するほか、報告事項として現在、県が策定を進めている計画や条例案について、説明が予定されています。

皆様から様々な御意見をいただき、県においてはそれらを県政の推進に十分役立てていただきたいと考えておりますので、積極的な御発言をお願いしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○田内企画課長

ありがとうございました。

以後の進行につきましては、岩手県社会福祉審議会条例 第3条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることとされておりますので、長山委員長をお願いいたします。

5 新任委員の所属する専門分科会の指名

○長山委員長

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

次第の5、新任委員の所属する専門分科会の指名であります。岩手県社会福祉審議会条例第5条第1項の規定により、当職から指名することとなっております。

新任の 上原 委員、 若林 委員、 千葉 委員、 村上 委員 につきましては、配布しております所属専門分科会等を記載した委員名簿のとおり指名いたします。

よろしくお願いいたします。

6 議事録署名委員の指名

○長山委員長

次に、次第の6、本日の審議会の議事録署名委員の指名であります。岩手県社会福祉審議会運営規程第5条第2項の規定により、当職から指名することとなっております。

ついては、 若林 高行 委員と 渡部 容子 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

7 審議事項

岩手県社会福祉審議会運営規程の改定について

○長山委員長

それでは、次第の7、審議事項に入ります。

項目ごとに委員の皆様から御質問・御意見をいただくこととします。

それでは、岩手県社会福祉審議会運営規程の改定について、田内企画課長から説明をお願いします。

○田内企画課長

※ 田内企画課長から資料1により説明

○長山委員長

以上の説明に対して、御質問、御意見など御発言がございましたらお願いします。
特に御意見、御質問がないということでございます。

8 報告事項

(1) 第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について

○長山委員長

次に報告事項のうち、「第4期岩手県地域福祉支援計画」について、前田地域福祉課総括課長からお願いいたします。

○前田地域福祉課総括課長

地域福祉課総括課長の前田でございます。

皆様には日頃より地域福祉の推進に御尽力いただいていること、また御理解・御指導いただいていることに改めて御礼いたします。

私からは、「第4期岩手県地域福祉支援計画」の素案について御説明いたします。

この計画は平成21年に第1期計画を策定後、5年ごとに見直しを行って参りました。

今年度が第3期計画の最終年度となったことから、次期計画の策定を現在進めているところでございます。

この計画は、社会福祉法の規定に基づき、県が努力義務として作成するものであり、県の地域福祉推進の理念や施策の基本方針を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を支援することを目的とした計画でございます。

計画に当たりましては、「いわて県民計画」のもと、この後に説明ございますが、「いわていきいきプラン」、「岩手県障がい者プラン」など、保健医療福祉に関する各領域別計画との調和を図り、また、岩手県社会福祉協議会の活動計画と連携し、本県地域福祉の総合的な推進を図るものとされております。

計画期間は、これまで通り5年間とし、令和6年度から令和10年度までと考えております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。

この第4期計画の策定にあたってのポイントでございますが、人口減少、また家族構造の変化、8050問題、ダブルケア、社会的な孤立など、複雑化・複合化した課題といったものが現在出ております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行、その後、原油価格・物価高騰による生活への影響といった社会情勢の変化を考慮するとともに、国が示す計画策定ガイドラインを踏まえまして、重層的支援体制整備事業が令和3年に創設されたことや、各種関連法制度が改正されたことへの対応、また、福祉以外の生活関連分野との連携について、今回盛り込もうとするものでございます。

ページお進みいただいて、4ページ目にお進みください。

4ページ目の、「5 計画の基本的な考え方」でございます。

基本理念に掲げておりますが、互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現とございます。

県民誰もが住み慣れた地域で、その人の属性、年齢であるとか、どこに所属しているとか、そういうものに関わりなくお互いの個性や尊厳を認め合い、ともに支え合い、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めることを方針としております。

こうした理念方針に基づき、基本施策を6つの柱としまして、また、施策の基本方向を14の項目に整理し、本計画を構成することといたします。

続きまして5ページ目の方に、「施策の基本方向」がございます。

さらにお進みいただき、6ページ目、「基本施策1 福祉を支える人づくり」でございますが、担い手確保や人材育成に加え、スーパービジョンの実施など、支援者支援の項目を今回新たに追加しようとするものでございます。

続いて7ページ目、「基本施策2 福祉サービス提供の基盤づくり」といたしましては、福祉サービスの総論的な内容として、地域における包括的支援体制の構築に加え、その人らしいよりよい生活を支援していくという、ウェルビーイングの考え方を盛り込むとともに、権利擁護の視点から、成年後見制度の利用促進、また虐待や暴力に対する対応について整理をしたものでございます。

次に8ページ目、「基本施策3 福祉サービス提供の仕組みづくり」ですが、こちらは、先ほどが総論的な内容だったのに比べて、各論的な内容といたしまして、従来からの高齢者、障がい者、子ども子育て支援といったものに加え、居住、就労、移動に関する支援、また困難を抱える女性や、がん、難病を有する方への支援、依存症対策や、地域定着・再犯防止、多様性・多文化共生の推進のほか、ケアラーなど家族への支援といった内容について、新たに項目を追加しようとするものでございます。

次に、9ページ目、「基本施策4 福祉でまちづくり」でございます。

重層的支援体制整備事業における参加支援や、地域づくりの活用などの方向について、従来の記述を整理させていただいたものでございます。

次に10ページ目の「基本施策5 被災経験を生かした支援体制づくり」でございます。

東日本大震災津波で被災された方への支援の中長期的な方向に加え、今後の、災害等への備えということで、平時から体制を整えていく方向性を整理したものでございます。

11ページ目、「基本施策6 市町村の体制づくり」でございます。

市町村でも、地域福祉支援計画というのを策定する方向になってございますが、市町村が地域福祉政策の核となる主体でありますことから、重層的支援体制整備事業の実施拡大に向けた県としての後方支援、また県の専門機関による技術的助言など、県の役割について整理をさせていただこうとするものでございます。

最後に今後のスケジュールでございます。

今回の社会福祉審議会のほか、先週、地域福祉推進協議会の中でもこの素案について御報告させていただいたところでございます。

この後、パブリックコメント、地域説明会など経て県民の皆様から御意見をいただいた上で、2月上旬に第3回目の地域福祉推進協議会において最終案を検討し、3月末に計画を策定するという予定となっております。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○長山委員長

はいありがとうございました。

これにつきまして、皆様の方で何か御質問等ありましたらお願いいたします。

結構業界用語的な部分も入っておりますので、この言葉がわからないというようなことだけでも、結構でございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それぞれ皆様方、団体組織に所属しておられますので、その観点でも御質問、御意見あり

ましたらお願いいたします。

例えば8050問題。一般的にそう言われてますけども、これについても、あるいはわからないということもあるかと思います。そういったことでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

○佐々木委員

8ページのところに家族等への支援とございますが、これは私の場合を例に挙げますと、私の家に帰りますと老障介護になっているんですね。

高齢の方も同じことだと思います。是非、家族支援を適切に行っていただきたいと思っております。

○長山委員長

ただいまそういう御意見ございました。

事務局でわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○前田地域福祉課総括課長

まさに家族等の支援についても先ほど会長から8050という、今までにはないような引きこもりの方々が高齢化していくとか、そういったものもありますし、またヤングケアラーの問題、ダブルケアラー、その他にも障がい者、障がい児を取り巻くような支援の問題には課題が多くございます。なかなかこれまで、そういったところにスポットが当たりづらかったところでは。

今回この地域福祉支援計画の中で新たに顕在化している課題ということで、できるだけ具体的な取り組み、また県だけでなく関係団体においても役割を果たして支援をしていくかというようなところも、今後、具体的に盛り込んで参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○渡部委員

弁護士の渡部です。

赤字で記載されているのは今回追加されたものということで、いろいろ素晴らしいなと思って拝見していました。

一つ質問ですけれども、基本施策3の(1)のところにひとり親支援っていうのが言葉として出てきていないですけれども、これはアとかオとかクとかに含まれているっていうことなのかなと思いますけれども、ひとり親支援っていうのは極めて重要に今後もなってくるでしょうし、ひとり親家庭の困窮問題と児童手当なり様々な問題に繋がっていくことなので、是非、一つの柱として、もっと徹底して取り組んでいただきたいと常日頃思っているもので、その一つ提案を含めた御質問です。

そこで感想的なことになりますが、障がい児者福祉の推進について、最近、岩手日報で医療的ケア児の特集が組まれていて、そういう機運が高まっているかなあと感じましたし、先日、子どもホスピスの設立を岩手にしたいと考えている方々のお話を聞く機会がありまして、他県でそういう取組が広がっているようで、岩手でもそういうニーズがあるのかなというように思われましたので、そういう民間で頑張ってくださいっている方の支援も含めてお願いしたいかなというふうに思っています。

以上です。

○長山委員長

ありがとうございました。

ただいまの御質問等に対して事務局の方からお願いします。

あと、その他のプランでも、今のお話の中では書かれている予定だということでございます。

そういったことも含めて、御説明をお願いします。

○前田地域福祉課総括課長

まずひとり親支援のことでございますけれども、困難を抱えている女性であるとか、またいろいろな視点からありうるようなところかなというふうに思います。

その部分につきましては、またこういう案が欲しいのかどうかとか、またその埋まった中で具体的にというふうなところもあると思いますので、これもこの地域福祉支援計画が他の障がい者プランとか、子ども計画などの調和を図りながら、設定しているというふうなところもありますので、そういった別の計画との調整も図りながら検討して参りたいと思います。

○日向障がい保健福祉課総括課長

障がい保健福祉課、日向と申します。

例えば、医療的ケア児のお話がありましたので、この後、「障がい者プラン」の中で少し触れさせていただきたいと思いますが、医療的ケア児の方々が調査をしますと数が増えてきているという現状もございます。

そういう対応のためにですね、昨年、医療的ケア児支援センターを立ち上げました。あるいは、その方々が活動しやすい体制づくりということで、現在、取り組みを進めている部分もございますので、そういう取り組みを通じて当事者と御家族の方々の安心につなげていきたいと思っております。

御意見ありがとうございました。

○長山委員長

その他何かございますでしょうか。もしなければ次に移りまして、後で気が付いたら最後の方でまた御質問いただければというふうに思います。

(2) いわていきいきプラン（2024～2026）の策定について

○長山委員長

それでは、「いわていきいきプラン（2024～2026）」について、下川長寿社会課総括課長からお願いいたします。

○下川長寿社会課総括課長

長寿社会課の下川でございます。日頃皆様におかれましては、本県の高齢者福祉施策の推進につきまして、御協力、御理解賜りまして大変ありがとうございます。

本日は、「いわていきいきプラン（2024～2026）」の概要について説明させていただきます。

資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、2ページ目でございます。

計画の構成でございますが、基本的には現行計画と同じ計画と、同じような構成となっておりますが、章立ての方を一章増やしてございます。増やした部分等につきましては、後程御説明したいと思います。

3ページ目の「計画策定の趣旨」でございますけれども、この計画につきましては、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や、施策の方向性を明確にしまして、市町村が行う介護保険事業計画の円滑な実施を支援するというものでございます。

これに加えまして、次期いきいきプランにつきましては、本県の認知症施策の計画的な推進のためというところも、趣旨に加え、策定をすることとしております。

計画の位置付けにつきましては、記載の通りでございますが、各法律、三つの法律を根拠に策定をするものでございます。

今年の6月に認知症基本法が公布されまして、来年1月の施行が予定をされておりますが、こちらの方で都道府県の努力義務とされております認知症施策推進計画というものがございまして、こちらも本計画の方に位置づけることとして、策定をすることとしております。

計画期間につきましては、令和6年度から8年度までの3か年ということでございます。

次に4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

こちらの方、総論の第1章ということで、高齢化の進展と高齢者等の現状のデータ等の掲載ということとしております。

現時点では、高齢者人口、高齢化率等につきましては、令和4年度のデータとなっておりますが、最終案までには令和5年度の最新のデータとする予定としております。

御覧の通り高齢化率が右肩上がりとなっております。高齢者世帯等も増加している傾向でございます。

5ページ目につきましては、介護保険制度の現状ということで、65歳以上の第1号被保険者の数ですとかそういったところを記載することとしております。

平成12年度から介護保険制度の方、始まったわけでございますが、こちらの方と比較しますと、令和4年度末で40万7000人あまりと、約32%の増加というふうになっております。他のデータ等につきましては後程御覧いただければと思っております。

次に6ページを御覧いただきたいと思っております。総論の「第2章 基本方針」になります。

目指す姿として、県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現としております。

先ほど申し上げました通り、認知症基本法等の認知症基本推進施策の方から、推進計画の方にも位置づけるというような意味合いもありますので、地域共生社会の実現というようなことを追加したところでございます。

施策推進の基本的な考え方ですが、目指す姿の実現に向けまして、4つの柱で取り組みを進めていこうとするものです。現行計画では3つの柱となっておりますが、これに、認知症施策の推進に関する柱を追加しまして、4つの柱とすることとしております。

7ページ目の方でございますが、こちらの方、各論の各層の構成というふうになっております。

各所に3から4の項目を設けて整備をしているというような状況です。

8ページ目を御覧いただきたいと思っております。

まず「第1章、地域包括ケアを推進するための仕組みづくり」についてでございます。

こちらは3つの項目を設けております。

各項目ともそれぞれ1ページずつまとめておりますので、詳しくは御覧いただければと思

いますが、地域包括ケアシステムを推進するための人材育成ですとか、生活支援の充実強化と医療と介護両方を必要とする高齢者の増加ということもございますので、そういった在宅医療と介護を一体的に提供するための協働連携等の推進について、また、要介護状態で予防と重症化を防止するための介護予防の取り組みへの支援などについて記載をしているところがございます。

次に少し飛びまして、11ページを御覧いただければと思います。

「第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり」でございます。

こちらの方は4つの項目を設けて整理をしております。

4つの項目、11ページから14ページということになりますが、こちらの方に介護人材の量的確保や質的向上に向けた取り組み、介護人材介護の職場の労働環境や処遇の改善と業務負担軽減に向けた取り組みへの支援について記載をしております。

また、質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実に向けた支援ですとか、特養入所者入所待機者の解消に向けた、取り組みについて対応しております。

次に少し飛びまして、15ページを御覧いただければと思います。

「第3章 認知症とともに生きる社会づくり」としております。こちらが今回新たに各論で章立てをしたということになります。

こちら、3つの項目で整理をしております。

1つ目は普及啓発及び本人発信支援、2つ目として医療、ケア、医療や介護サービスと家族への支援、3つ目として、認知症バリアフリーの推進と社会参加支援のつとしております。15ページから17ページにそれぞれの項目の取り組み等を記載しております。

認知症基本法では、国や地方公共団体がこの理念にのっとり、認知症施策を進める責務があることを期待しているほか、国民に対しても認知症に関する正しい知識や理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることが責務として期待をされております。

そうしたことも踏まえまして、認知症に関する普及啓発や、認知症の人御本人の発信を支援する取り組みについて記載をしているところがございます。

その他、認知症の早期発見、早期対応が行えるための治療体制や相談体制の充実等について、充実等のほか、あと企業等で認知症サポーター養成講座の開催など取り組んでいただいて、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていけるための障壁を減らしていく取り組みなどについても記載をすることとしております。

次に18ページを御覧いただければと思います。

「第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり」でございます。こちらは項目を3つで整理をしております。

1つ目は高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進、2つ目は高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進、3つ目として被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進としております。

各計画それぞれ1ページずつで、説明を記載しておりますが、中身的には文化スポーツ活動や老人クラブ活動への支援、高齢者虐待の虐待対策の推進ですとか、高齢者の権利擁護に関する取組、また、被災地での孤立化防止のための見守りなど地域コミュニティの再生、活性化に向けた取り組みへの支援などについて記載をしているところがございます。

素案と対応については以上でございます。

策定のスケジュールについては資料等ございませんが、来月12月に県議会の方で中間案を報告した後に、パブリックコメントなどで県民の皆様の声もお聞きしながら、2、3月ごろに高齢者福祉介護保険推進協議会で御審議いただいて、取りまとめを今年度中に行う予定と

しております。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

○長山委員長

非常に重要な課題の計画ということでございます。

ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見を伺いましたらお願いいたします。

このプランづくりについてはまた専門の方々によって、いろいろ討議されるということでございます。

また後で何か気がついたならば、後で御質問いただければというふうに思います。

(3) 岩手県障がい者プランの策定について

○長山委員長

続いて、「岩手県障がい者プラン」について、日向障がい保健福祉課総括課長から説明をお願いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長

障がい保健福祉課総括課長日向と申します。

よろしくお願いいたします。

「障がい者プラン」につきましては、まず資料1の左側ですね、「2、3プランの性格と計画期間」を御覧いただければと思います。

申し遅れましたが、各項目にP何ページというような記載がございますけれども、これは素案本体のページを表しておりまして、本日は時間の都合上、配布を省略させていただいておりますが、そういうページのところに項目が入ってくるということで御覧いただければと思います。

まず、2、3プランの性格と計画期間の欄に記載しております通り、県の障がい保健施策の基本的な考え方、具体的推進方策について定めた障がい者計画と、障がい福祉サービスの提供体制の確保について定めた障がい福祉計画・障がい児福祉計画で構成する計画となります。

福祉計画につきましては、資料1の一番右側の下にございますけれども、各市町村が策定する計画の積み上げ計画ということになっております。

他の計画と同様に、現行プランの最終年度となりますので、令和6年度からのプランを策定することとしているものでございます。

障がい者計画につきましては、国の障害者基本計画を踏まえまして、現行プラン策定以降の法改正や、例えば読書バリアフリー法等の新たな法律制定のほか、この後に御説明いたします、仮称でございますが言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例案に関する取り組み等を盛り込むこととしております。

資料の中ほど、現状の部分をお覧ください。

まず、障がい者の現状についてですが、1の(1)にあります通り、療育手帳、精神保健福祉手帳を、所持する方が増加傾向にあり、また、全体として65歳以上の方の割合が増加している状況でございます。

(2)でございますけれども、重症心身障がい児、医療的ケア児等は相対的に在宅の割合が高い状況でございます。

次に「相談支援体制」として、2の(1)にございます通り、発達障がいや、高次脳機能障

がい等の相談支援件数が増加傾向にあるほか、こころのケアセンターにおける被災者の心のケアを継続しているところでございます。

次に「3 療育支援体制」でございませけれども、療育支援の中核となります県立療育センターでは、肢体不自由児入所が近年増加傾向にございます。ケアを伴う重症心身障がい者の支援等を行っているところでございます。

次に、5の就労の状況につきましては、法定雇用率の上昇に伴いまして、一般就労者数は増加しておりますけれども、早期の離職も見受けられること、また、福祉的就労者数が徐々に増加し、障がい者が受け取る、いわゆる工賃も、実績が目標値を上回ってはいますが、いまだ低い水準にある状況でございます。

これらの現状と、資料右側の障がい児、者をめぐる主な課題を踏まえ、現行計画では各論といたしまして4つの推進方策としておりましたが、新しい計画におきましては、5つに再編をいたしまして、具体的推進方法と主な取り組みを整理しようとするものでございます。

次のページ、資料2と書いたページにお進みください。

主な取り組みとしまして、まず、5つに再編した都合上整理をした部分もございませますが、例えば、もう1枚めくっていただきまして3枚目を御覧いただければと思います。

ローマ数字Ⅳの例えば社会参加活動推進等につきましては、先ほど少し触れましたが、選挙における投票所の環境整備や障がいの特性に応じた情報提供、3の障がい児に対する県民理解の推進等につきましては、いわゆる手話言語条例に基づき取り組みを盛り込むこととしております。

またⅤのユニバーサルデザイン化の推進につきましても、読書バリアフリー法が制定されたことに伴うアクセシブルな図書等の拡充等を盛り込んでいるところでございます。

当該計画につきましては、今後、パブリックコメントや地域説明会を行う予定としておりますので、皆様からも御意見をお寄せいただければ幸いです。

概要ではございましたが、御説明は以上でございませ。

よろしくお願ひいたします。

○長山委員長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、御質問御意見等ありましたらお願ひいたします。

もし質問等ありましたら、あとでまたお願ひしたいと思ひませ。

(4) 岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

○長山委員長

続いて、「岩手県アルコール健康障害、ギャンブル等依存症対策推進計画」について、日向障がい保健福祉課総括課長からお願ひいたします。

○日向障がい保健福祉課総括課長

「岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画」の素案につきまして御説明させていただきます。

左上の計画に関する基本的事項、それから、右上の、基本的理念につきましては、記載の通りでございませるので、後程御確認をお願ひいたします。

左側2段目の旧計画からの変更点について御説明をさせていただきます。

1にあります通り、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症対策は、共通する課題や取り組みが多く、双方が連携した様々な取り組みを行うことにより、対策や支援の充実が期待できるという考え方のもと、現行はそれぞれの計画を策定しておりますが、両計画を統合して策定しようとするものでございます。

2の通り、計画期間につきましては、保健医療計画と合わせて6年といたしますけれども、3年後に評価見直しを実施しようとするものでございます。

また、さらに記載しております、不適切なギャンブル等を防止するための取り組みを新たに3つ追加しようとするものでございますし、4の通り、目標を4つ追加しようとするものでございます。

次に、左下からのこれまでの取り組みについてでございますけれども、表の左側に記載しております通り、4つの基本的な方向に沿った取り組みを行ってきたところでございます。

表右側の目標及び達成状況に記載しております通り、上段の生活習慣病リスクを高めるよう飲酒しているものの割合の減少、それから真ん中ほどの民間団体と連携したギャンブルにかかる地域の相談窓口の設置につきましては、目標達成に至ってはおりませんけれども、それ以外の目標については達成をしたところでございます。今後につきましては、計画で重点的に取り組みを進めていきたいと考えております。

次に資料の真ん中あたりに記載をしております主な課題についてでございます。

4つの基本的な方向性に設定しまして、4つの点線囲みの通り整理をしております。

上段から順に、正しい知識の普及、不適切な飲酒ギャンブル等を防止する社会づくり、ギャンブル等は趣味の範囲で適度に楽しむものとして注意喚起等を行うことがそれぞれ必要である。

2段目は、相談窓口の周知、相談技術の向上、家族教室の周知が必要であること。

3段目は、専門医療機関の選定、医療関係者の資質向上、連携体制の構築がそれぞれ必要であること。

4段目は、自助グループの周知、社会全体の理解促進、自助グループの育成活動がそれぞれ必要であることとまとめているところでございます。

これらを踏まえまして、右側の本計画の具体的取り組み及び目標でございますけれども、主な変更点のみ御説明をさせていただきます。

まず、新たな取り組みといたしましては、基本的方向1の上から3段目に記載しておりますが、ギャンブル等依存症の部分でございます。

18歳未満のパチンコ営業所への立ち入り防止、ATM及びデビットカードシステムの撤去、子供の車内放置防止など、いわゆるのめり込み防止の取り組みを追加したところでございます。

また、表の右側の方、取り組みの指標といたしまして、① 啓発イベントの参加者数の増、③ 精神保健福祉センター、保健所への相談件数の増、④ 専門医療機関の選定数の増、⑤ 専門医療機関の平均診療実績の増をそれぞれ追加し、取り組みを進めていきたいと考えております。

どちらの計画につきましても、今後パブリックコメント等を経て策定を進めていきたいと考えておりますので、御意見をおよせくだされば幸いです。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○長山委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問ありましたらお願いいたします。

○渡部委員

そもそも、このアルコール依存症、ギャンブル依存症の現状認識について、岩手県内における人数把

握はどれぐらいなのか、それが全国と比較してどの程度の深刻さなのかっていうところの前提のデータがなかったので、そのあたりを教えてください。

○日向障がい保健福祉課総括課長

アルコールにつきましては、診療を受けている方の人数ということでデータを把握しておるんですけども、細かい人数までは今日手持ちがございませんので、状況だけの御説明をさせていただきますと、全国に比べますとそこまで高い数字ではないというのが1点目でございます。

ギャンブルにつきましては、これ全国的な調査がなかなかなくて、国立の久里浜診療センターというところがアンケート調査をしたところによりますと、大体、1年以内に例えばパチンコや競馬等をやった方のうち、大体2.2%程度が依存症傾向にあるというふうに言われているところでございます。単純にその2.2%を県人口に当てはめると、2万3000人という数字が出てくるんですけども、その県民全体が1年以内にそのパチンコ店とかに立ち入りしたかというところというわけでもないで、なかなか推計が難しいところでございますけれども、例えば入院患者からすると、百数十人というようなデータがあるようでございます。

この計画の策定に向けて専門家の方々から御意見をいただいたところでございますけれども、どれぐらいのボリューム感があるのかとか、何かデータがあるのかというところは、同様に御指摘をいただいとるところでございます。

今後の成案に向けて整理をさせていただければと思います。

○長山委員長

その他どうぞ。

○高橋委員

必ずしもこの枠組みに入らないものかもしれないし、間接的に入ってくるかもしれませんが、まずこれはアルコール、ギャンブルっていうかそういう枠組みですけども、両者に共通してるのは、依存性がある、アルコールの場合は健康に関係している、それからギャンブルにおいては金銭が介入しているということなんですけれども。

同じように、やっぱり金銭が介入して依存症は深刻でっていうこととしてですね、最近、インターネット上で課金とか、あるいは投げ銭とかですね、それぞれ非常に深刻化していて、また、課金ゲームでどんどんエスカレートしていく。これは一種のギャンブル的な側面もある。

話を聞いても金儲けのためにやってるわけではないとも限らないんですけども、そういう課金によって、まず経済的に非常に破滅的な影響があるっていうことも、それから投げ銭の場合はですね、いわゆる俗に言う「推し」の対象に対して、自分が好きでお金を出してるんで、貢いでるっていうか、それはお金取られてるっていうことではなくて、好きでやってるわけです。だってこれ経済的負担っていうかですね。ただ、もちろん間接的な健康被害に繋がっていきますけども。

まあいろいろな事があって、これらのことはですね、いわばここでは扱われている競馬とかパチンコとか、あるいは、古典的なギャンブルに加えてですね、近年、多様化していて、しかも、必ずしも若い世代と限らないということで、これは特に取り上げるというアルコールや、ギャンブルなどに比べると、なかなか把握するの難しいというのがありますし、はたしてどういう枠組みでこれらに対して改善していったりすべきなのかということについてもコンセンサスもあまりないので、まだ難しいと思うんですけども。

しかし、実態としてはですね、これらの類型等と並んで、あるいはまた別な形で考えるべ

きものだと思いますので、ここの枠組みじゃなくてもいいんですけども、これらに対してはどういう形で対処を考えればについてちょっと教えてください。

○長山委員長

事務局からお願いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長

このアルコールとギャンブルにつきましては、法に基づいて都道府県が計画を作る努力義務が課せられておりますので、こういう計画を作るということには、前提として上がっております。

先ほどお話がありましたように、例えばネットゲームだとかカジノとかっていうところも、最近、社会的にも不安があったり、事件化しているようなところがございますので、それぞれ依存症にならないための啓発、それから依存症を発症した場合の早期の対応、それから、治療という点につきましては、新しいもの古いものも含めて、やはり共通の取り組みが必要だというふうに考えております。

アルコールとギャンブルにつきましては、これまで大きくくりで依存症対策、例えばフォーラムを開催したり、勉強会、研修会を実施してきておりますので、今お話のありました内容についても含めた形で実際の施策に反映させていただきたいと考えております。

なかなかいわゆる依存症全体を県内で支援するプログラムというのが、まだ医療機関を含めて少ないという状況でございますので、関係者、専門家の方々の御意見をいただきながら、対策を取り組んでいきたいと考えております。

ありがとうございました。

○長山委員長

その他何かございますでしょうか。

○上原委員

今のお話を伺って、アルコールとギャンブルの話についての調査というのは、極めて少ないということと、一般論としてのそういう社会的な課題ということはわかるんですけど、ここは岩手県でございまして、アルコールとギャンブルに依存するという人がどうしても増えるという歴史があるわけです。

なぜかといえば、東日本大震災津波で、理不尽の極みの不幸をうけた人々にとって、もうそこにしか逃げ場はないという視点っていうのは、私はあると思うんですね。

ですからただ単に、一人ひとりの事情でそういうアルコールやギャンブルの問題が発生しているというのではなくて、私たち共通の体験として、そういうところに逃げ込むしかなかった、あるいは追い込まれた、そういう視点っていうのはお持ちなんでしょうか。

○長山委員長

はい事務局の方でお願いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長

例えばアルコールに走ってしまう方、ギャンブルに走ってしまう方というのが、震災の影響というところは当然、無視はできませんし、以外でも近年の社会不安であったり、コロナ禍というところもあるかと思えます。

そういうところが依存体質へ繋がっていくというお話は、当事者の方々も計画策定委員に入っていたので、お伺いしております。

特に被災地につきましては、先ほどの障がい者プランの中で少し触れましたけれども、心のケアセンターが重点的に沿岸部に入りまして、早期に発見であるとか、あるいはその支援を地元市町村等々と伴走しながら、支援をいただいているということもあって、実は自殺もアルコール問題も、かなり抑えられているのではないかと、私の方では認識をしております。

沿岸部だけでいいのかという問題もございますし、例えばそのネットゲームであれば場所などにかかわらずということもあるかと思っておりますので、今の御意見を踏まえて具体的な施策につなげていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○木村委員

ギャンブルなんですけれども、日本語だと賭博でよろしいのでしょうか。パチンコとか競馬とか公営ギャンブルの話ばかりしていたんですけども、例えば地下カジノとかは岩手県内でやらないですよね。

恐らくそういう所にいって、犯罪で一斉検挙で捕まってという事例があるかと思っております。

県内でそういうのがあるかわかんないんですけど。

賭博を開帳するような犯罪者を含めた政策になるのでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

すみません、そこも具体的な統計等はないんですけども、計画策定に当たりまして、警察本部の方々にも参加をいただいております。

アルコールやギャンブルの依存をきっかけとして、例えば窃盗につながる、金銭目当てというところもあるかと思っておりますけど、そういう犯罪は確かにあるというふうなお話はされておりました。

国の方でも、例えば経産省や消費者庁が、海外ネットカジノは危険ですよというようなポスターを最近配布しているようでございますけれども、岩手県に限らず、全国的な問題ということもございまして、また警察との連携であるとか、御指導等をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

(5) 岩手県自殺対策アクションプラン（令和6年度～令和10年度）の策定について

○長山委員長

続いて、「岩手県自殺対策アクションプラン」について、日向障がい保健福祉課総括課長からお願いいたします。

○日向障がい保健福祉課総括課長

続きまして、「岩手県自殺対策アクションプラン」の素案概要につきまして御説明をさせていただきます。

今回、進捗状況につきましては、今年度で最終年度を向かえるということもございまして、来年を目途にした計画の策定に取り組んでいるところでございます。

自殺対策につきましては、継続的な取り組みが必要であることから、次期プランにつきましては、基本的には現行の体系と同様としておりますが、「4 最近の主な動向」に記載しておりますけれども、昨年10月に国の新たな自殺総合対策大綱が閣議決定をされておりますので、こうした内容を踏まえた見直しを行っているところでございます。

左側の「5 現状」を御覧ください。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、本県の自殺者数及び人口10万人当たりの自殺死亡率は、平成15年をピークに長期的に減少傾向になり、令和4年は自殺死者数が250、自殺死亡率が21.3となっております。

減少傾向にありますけれども、自殺死亡率だけを見ますと、全国的に2番目に高い県というところがございます。

平成30年度から令和4年までの傾向を見ていただきますと、年齢別では、男性は40代、女性は80歳以上の高齢者が多いことが本県の特徴となっております。

「6 基本認識」及び「7 基本方針」を御覧ください。

国の新たな大綱に追加された箇所もありまして、次期プランでは基本認識の3つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症の発生及び拡大の影響を踏まえた対策の推進、基本方針の6つ目の自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮という部分を追加しようとしております。

これらを踏まえまして、8の取組方向にございます通り、5つの方向性により取り組みを進めようとしているところでございます。

まず1つ目は包括的な自殺対策プログラム、いわゆる久慈モデルというものでございますが、これの実践。

2つ目は対象に応じた自殺対策の推進です。高齢者、生活困窮者、働き盛り世代とそれぞれの対象に応じた対策を推進しようとするものでございます。

3つ目は地域特性に応じた自殺対策の推進です。社会資源や、産業構造など、それぞれの地域特性に応じた自殺対策を推進するものでございます。

4つ目は東日本大震災津波の影響への対策でございます。

5つ目は相談支援体制を充実等でございます。

右列9の「自殺対策の目標」を御覧いただければと思います。

1人でも多くの自殺者を防ぐことが目標ですけれども、当面の目標といたしましては、プラン最終年度である令和10年までに自殺死亡率を14.4以下にすることを目指すとしております。

目標値の設定につきましては、国が平成27年度に30%以上の削減を目指す、としたことを踏まえまして、自殺死亡率は、本県では高い目標ではありますが、国の期間よりも短い平成29年で30%以上の削減を目標としたものでございます。

これら目標を達成するため、「10 重点施策及び主な取組事項」にあります通り、14の重点施策を展開していきたいと考えております。

このうち、右の下の方でございますけれども、「13 女性の自殺対策を更に推進する」という項目につきましては、国の新たな大綱に追加されたことを踏まえ、次期のプランに追加しようとするものでございます。

当該素案につきましても、パブリックコメントを行って報告しておりますので、御意見をお寄せいただければ幸いです。

○長山委員長

説明に対しまして御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○村上委員

自殺対策に関連して、私は弁護士をしておりまして、以前に盛岡の東警察署の留置施設で障がいを持っている方が留置されて、女性の方ですけれども、お風呂で転んで骨折したという事案がございました。その原因の一つとしては、留置施設というのが自殺対策のために、例えばトイレのようなどころには、紐がかけられないように角がなくなっているとか、お風呂の中にも手すりとかがないようになって

いるとか、そういったところがありまして、その留置された方が足がとても悪い方で、普段、車いす使われている方だったので、自殺対策として手すりがないとかっていうのはわかるけれども、その方がけがをしないように、十分配慮してくださいとお願いはしていたんですけども、それでもお風呂の中で骨折をされたという事故がありましたので、留置施設の中での自殺ということは、定期的に残念ながら発生してしまいますので、その対策が大事だということは期待しているんですけども、自殺対策と怪我とかそういったこととかの防止、今回は社会福祉ということで障がいを持っている方に対する話し合いをする配慮というのも大事ななというふうには思っておりますので、そういったことがありましたと御報告も兼ねてお話しをさせていただきました。

○長山委員長

ありがとうございました。

事務局は何かありますか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

私どもも留置施設でどのような配慮が行われているか詳細までは把握できておりませんが、自殺対策というよりは、先ほど御説明をいたしました障がい者プランにおきまして、障がい者に対する合理的配慮という部分が非常に重要な柱の一つとなっております。

合理的配慮は来年度からすべての事業者に義務づけられ、取り組みも進んでくるかと思っておりますので、怪我あるいは自殺に至る前の合理的配慮が特に行政機関においては求められますし、先ほど御説明した通り、様々な事業所においてもこれから求められていきますので、自殺対策のアクションプラン単体というよりは、障がい者プランの中で未然防止についての広報啓発なども取り組みを強化していきたいと思っております。

(6) 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例（仮称）について

○長山委員長

次に「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」について説明をお願いします。

○日向障がい保健福祉課総括課長

言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例骨子案につきまして御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、まず「1 経緯」に記載してあります通り、令和元年6月県議会におきまして、請願が採択されたことを受け、制定に向けて作業を進めているところでございます。資料には記載しておりませんが、請願に至る経緯の部分につきまして補足で説明をさせていただきます。

聴覚障がい者には手話の使用が制限されてきたとの認識や、例えば、障害者権利条約において、手話が言語であることが明記されたものの、手話の理解不足や社会生活の障壁となっているということから、全国団体であります全日本ろうあ連盟や各都道府県段階では、法制化、条例化に向けた請願等を国、地方で展開してきているところでございます。

この請願を受けまして、県としましては一旦、令和3年の2月定例県議会定例会におきまして、ろう者のみならず、聴覚障がい者全体を対象にし、手話の普及を図ることなどを目的といたしました。手話の普及等に関する条例の提案を目指したところでございますが、請願

を行った団体からは条例の名称であったり、対象者をろう者に限定することなどの修正を求める強い意見が出されたことから、双方が納得できるまで改めて調整・検討を行うとしたものでございます。

現在の請願団体を含む聴覚障がい者団体との意見交換を重ねまして、一定程度の合意が得られたことから、条例を提案しようと思ひ、今、作業を進めているものでございます。

「2 条例の目的」でございますけれども、手話を使用しやすい環境の整備に向けまして、多くの県民や事業者に言語としての手話に対する理解を深めてもらうこと、県として手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を展開して、手話を必要とする人を含むすべての人が共生できる地域社会を実現しようとするものでございます。

「3 条例案骨子」でございますけれども、制定の目的を踏まえまして、(1) から(12) までの付則までを含めて、12項目で構成をしているところでございます。

県民の皆様には、3の(3)の通り、手話に対する理解を深めていただくこと、県の施策への協力をお願いしようとする条文を考えております。

また、県の取り組みといたしましては、裏の方のページになりますが、(7) 手話を学ぶ機会の確保、(8) 手話を用いた情報発信、(9) 手話通訳者等の養成を進めるほか、教育委員会等と連携いたしまして、(10) の手話の習得機会提供と言語としての手話を使いやすい環境の整備に関する施策を総合的に推進しようとするものでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、現在、12月21日までの回答とするパブリックコメントを行っているところでございます。

条文化に向けまして、御意見ありましたらお寄せいただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○長山委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御質問御意見ありましたらお願いいたします。

この際、今までの流れの中で全体的に御意見・御質問ありましたらお願いいたします。

8 その他

○長山委員長

それでは次第の8その他ですが、事務局から何かありましたらお願いします。

○松村副部長兼保健福祉企画室長

副部長の松村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日お手元に配布をさせていただきました、施設整備の関係について御説明を申し上げたいと思います。

今回、県の福祉総合相談センター、それから県民生活センターが本町通りに近いところがございますが、それらの老朽化等もございますので、別なところに一体的な整備をしようというところでございます。

今回の整備の基本計画を取りまとめまして、明日から始まる県議会や、あるいは移転先の住民の方々への御説明などを行っているところでございます。

当日の配付資料となりまして、申し訳ございませんけれども、御説明をさせていただきます。それぞれのペーパーを御覧ください。

左上「施設の概要」でございます。

福祉総合相談センターにつきましては、5つの相談機関が一緒に入っているというところで、一体的な相談機能を発揮しているところでございます。昭和48年に現在地に落成し、50年ほどたっているというところでございます。

それから、県民生活センターは、消費生活相談をしているところでございます。こちらも現在地に移転して40年ということで、それぞれ老朽化が進んでいるところでございます。

ローマ数字のⅡの「施設の運営状況」でございますが、児童相談の件数が近年非常に急増しているというところがございます。

その他様々な相談を受け付けておるところでございますが、いずれも近年大体同じような件数で推移をしているというところでございます。

ローマ数字のⅢの「現状と課題」でございますが、老朽化の問題もそうでございますし、それから相談件数が増えておりますので、そういったスペースの確保、あるいは築年数がかなりたっておりますので、相談環境というものがかなり古いものがございます。そうしたところの改善をしたいというところがございます。

ローマ数字Ⅳの「改築の基本方針」です。今申し上げたようなところがございますけれども、改めてユニバーサルデザインの部分ですとか、これから建てる建物でございますので、環境への配慮なども中に入れていきたいと考えてございます。

それから2のところに相談センター、それから、3のところに県民生活センターということで、それぞれプライバシーの確保ですとか、あるいは、安全安心な相談空間といったものを整備していきたいというふうに考えてございます。

ローマ数字のⅤの「1 整備予定地」でございますが、旧岩手県立盛岡短大の跡地ということで、盛岡市の住吉町、城南小学校、武道館がございますが、そちらの南側ということでございます。後程御説明申し上げますが、盛岡市の施設も一部移転をされる予定ということになってございまして、ここである程度、公的な福祉機関の拠点ができ上がるのかなというふうに考えてございます。

次に(3)というところでございますが、具体の配置イメージを掲げてございます。図の下側が南にあたりますが、左下のところに盛岡市の児童センターと老人福祉センター、それから、その上のところに県の施設をそれぞれ配置するというようなイメージで進めているところでございます。

それから、2のところに施設の規模ということで、福祉総合相談センターの福祉部門の方はかなり狭隘化も進んでおりますので、面積が増えております。それから、県民生活センターについては、設立当時に比べて相談業務が市町村にかなり移管されまして、施設が遊休して、貸しているところもありますので、そうした部分は、若干削るというようなことで考えてございます。

それから、資料右側の方でございますが、それぞれの相談機能の基本的な考え方ということで、これまで申し上げたようなことを中心に、それぞれのセンターに応じた機能強化を図って参りたいと思っております。

それから、一番右下のところは整備スケジュールということで、現在、具体的な施設の内容について、その調整を進めて参りまして、令和9年度中に供用を開始したいと考えているところでございます。

今後、県の行政の手続きとしまして、大規模事業評価がございまして、こちらのパブリックコメント等が実施されるということで、広く県民の方の御意見をいただきながら、より良い施設の整備に向けて、考えて参りたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○長山委員長

ありがとうございました。

これらについて何か御質問ありますでしょうか。

全体でその他、何かありましたらお願いいたします。

○千葉委員

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、来年4月1日から施行されます。

これまで努力義務されていましたが民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、法律の実効性をより高めるためには、心のバリアフリーと理解を深める活動が大切ではないでしょうか。

ということで、一応岩手県条例はありますが、県内33市町村ではまだ条例を作っている市町村はございません。ちなみに、山形県では県条例と35市町村全域で条例を作られている状況でございますので、なんとか協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○長山委員長

何かコメントありますか。

御要望ということでよろしいでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長

身体障害者福祉協会の皆様からは同様のお話は以前伺っております。

条例化が必要かどうかというところは市町村の判断になるところでございますけれども、普及等を図っていくという意味では意義のある取り組みだと私も認識しておりますので、様々な機会をとらえて情報提供していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○長山委員長

ありがとうございました。

9閉会

○田内企画課長

長山委員長、ありがとうございました。

それではこれもちまして、岩手県社会福祉審議会を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。